

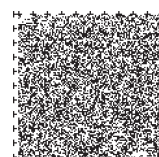
第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 障がい者を取り巻く環境の変化

第3章 障がい者の動向

第4章 重点施策



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」、「障害者基本法」及び熊本県が定めた「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し共生する社会（共生社会）の実現を目指して、「自立と共生の地域づくり」を本計画の基本理念に掲げ、誰もが自分の能力を活かして社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる環境づくりを総合的に推進します。

2 基本的な視点

●障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい福祉施策の策定及び実施にあたっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援を行います。

●当事者本位の総合的な支援

障がいのある人が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、就労等の各分野との連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

●障がい特性等に配慮した支援

障がい福祉施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、立案及び実施します。

また、発達障がいや難病等、多様な障がいについて、市民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

●アクセシビリティ^{※1}の向上

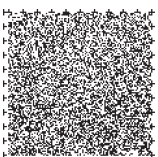
障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念の社会的障壁^{※2}の除去を進め、ソフトとハードの両面にわたる社会のバリアフリー^{※3}化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取り組みを積極的に支援します。

※1「アクセシビリティ」…施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

※2「社会的障壁」…障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※3「バリアフリー」…障がいのある人の日常生活や社会生活において、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。道路・施設等の段差など物理的（ハード）なものだけでなく、制度や観念（ソフト）など、より広い範囲に用いられる。



●総合的かつ計画的な取り組みの推進

効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障がい福祉施策に関係する他の施策・計画との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

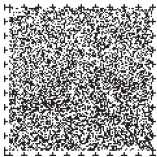
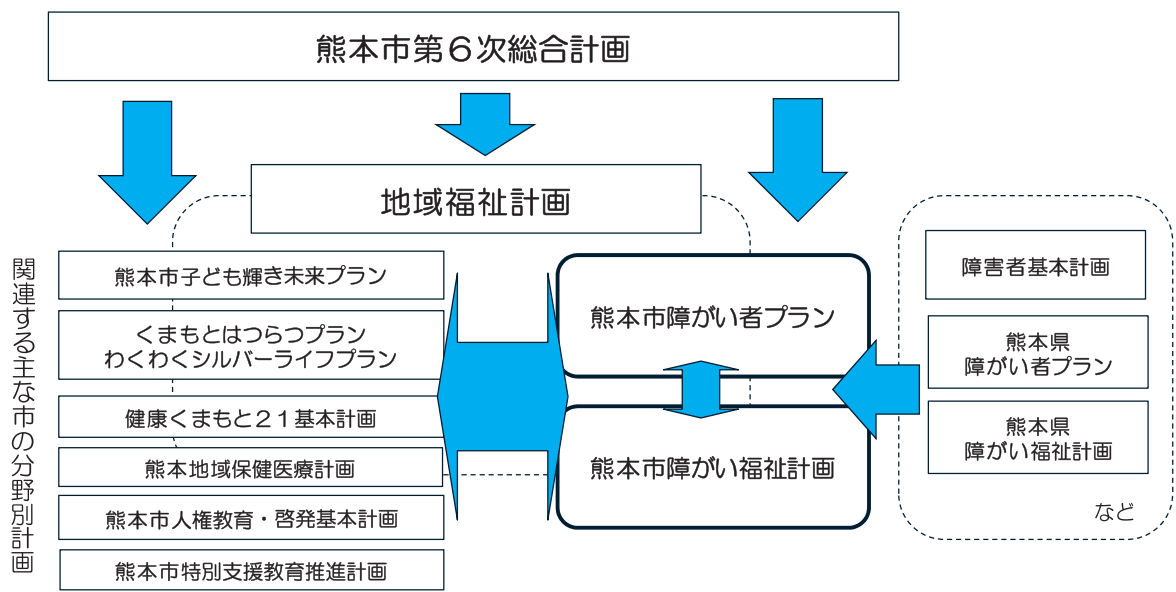
3 計画の位置づけ

熊本市障がい者プランは、障害者基本法に規定された市町村障害者計画であり、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

本市においては、熊本市第6次総合計画を上位計画とした分野別の計画として位置づけられ、計画の策定や変更、推進にあたっては、本市における他の分野別計画との整合性や連携を図ります。

また、国が策定する障害者基本計画や、熊本県が策定する熊本県障がい者プランとの整合性も図ります。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に規定された、障害福祉サービス等の見込み量やその確保のための方策等を定めた市町村障害福祉計画である熊本市障がい福祉計画は、この熊本市障がい者プランとの整合性を図り策定を行います。



4 計画期間

熊本市障がい者プランは、平成 21 年度から平成 30 年度までの計画期間とします。
社会情勢の変化などにより見直しが必要な場合は適時見直しを行います。

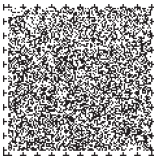
平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
		● 見直し	熊本市障がい者プラン						● 見直し			
		熊本市障がい福祉計画 （第1期計画）		熊本市障がい福祉計画 （第2期計画）		熊本市障がい福祉計画 （第3期計画）		熊本市障がい福祉計画 （第4期計画）				
		● 見直し		● 見直し		● 見直し		● 見直し			● 見直し	

5 推進体制及び進捗管理

熊本市障がい者プランについては、福祉・保健・医療・教育・就労・都市基盤など、多くの分野の関係機関と連携し、計画の推進を図ります。

また、進捗管理については、施策の実績や達成状況等について「熊本市障害者施策推進協議会」※4 等に報告し検証することで、計画の効果的な推進を図ります。

なお、熊本市障がい者プランの策定や改訂にあたっては、障害者基本法に基づき熊本市障害者施策推進協議会で審議を行い、その意見を踏まえることとします。



※4「熊本市障害者施策推進協議会」…障害者基本法に基づき設置する本市の附属機関。障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議などを行う。

第2章 障がい者を取り巻く環境の変化

1 障害者権利条約と障害者差別解消法

平成 26 年 1 月、わが国は障害者権利条約を批准しました。

障害者権利条約は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利の実現のための措置等を規定した、障がい者に関する初めての国際条約です。

障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しており、この差別には、障がいを理由とする直接的な差別だけではなく、過度の負担でもないにもかかわらず、必要で適当な配慮、いわゆる合理的配慮^{※5}を行わないことも含まれています。

この条約の批准までには様々な法制度整備が進められ、平成 23 年の障害者基本法の改正の際には、障害者権利条約の差別の禁止にかかる規定の趣旨を盛り込み、基本原則として差別の禁止が規定されました。また、この規定を具体化するものとして、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、施行に向けての取り組みが始まっています。

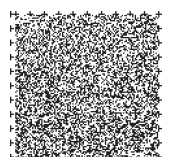
このように、この条約の締結により、障がいのある人の人権の尊重と、様々な分野における権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待されています。

2 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法により、それまでそれぞれに進められてきた、身体障がい、知的障がい、精神障がいの 3 障がいの福祉施策の一元化が図られるとともに、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等地域の実情に応じたサービスが受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、障害者自立支援法の一部改正により、相談支援の充実や障がいのある子どもへの支援の強化が図られ、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行によって、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加され、障がい者手帳がなくても障害福祉サービス等を受けることができるようになるとともに、障害福祉サービスの拡充が行われています。

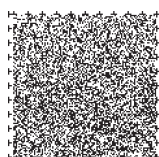
※5「合理的配慮」…障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。



3 主な法制度の成立・改正

年月	法制度
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法施行 (3障がいの一元化、障害程度区分の導入など)
平成 19 年 9 月	障害者権利条約に署名
平成 22 年 12 月	障害者自立支援法改正 (障がい者の範囲に発達障がい者が対象として明確化など)
平成 23 年 8 月	障害者基本法改正 (目的と理念の改正、障がい者の定義の見直し、差別の禁止など)
平成 24 年 10 月	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律施行
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法施行(一部) (障がい者の範囲に難病等の追加など)
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)施行
	障がい者の法定雇用率引き上げ
平成 25 年 6 月	障害者差別解消法成立(H28.4月施行予定)
	障害者の雇用の促進等に関する法律改正(H28.4月、H30.4月施行予定) (雇用分野における差別の禁止、精神障がい者を法定雇用率の算出に加えるなど)
平成 26 年 1 月	障害者権利条約批准
平成 26 年 4 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律施行 (保護者制度の廃止、医療保護入院の見直しなど)
	障害者総合支援法施行 (グループホームとケアホームの一元化、障害程度区分から障害支援区分へ)

※法律等の名称は一部省略又は簡略化したものがあります



4 当事者の様々な特性や状況に応じた、当事者本位の施策に求められる課題

障がいのある人の数（障がい者手帳所持者数）は年々増加傾向にあります。増加の要因は、病気や事故などによるものだけでなく、加齢に伴う心身機能の低下、生活習慣病やストレスからのうつなど様々です。また、発達障がいと診断される人や、障害者総合支援法の施行により新たに障がいの範囲に加わった難病患者など、障がい者手帳を持たない障がいのある人も増えています。

このような中で、様々な障がいのある人に対する適切な保健・福祉サービスの提供に加え、相談体制や情報提供の充実が必要です。また、施設入所等から地域生活への移行を推進するうえで、地域社会における意識や環境面での課題の解決も必要となります。

（１）ライフステージに応じた一貫した支援の必要性

当事者や支援者、熊本市障がい者自立支援協議会※⁶、各種団体などから、「ライフステージ※⁷が変わる度に支援が切れてしまう、将来にわたって必要な支援をどのように受け続けていけるのかわからない、障がいのある子どもを育てる親の多くは必要な情報を自力で探さなければならない状況にある」など、将来への不安の声が上がっています。

本市には多くの相談窓口や支援機関があるものの、当事者の認知度・利用度はまだ十分ではない状況です（障がい者相談支援事業所の認知度 39.2%：平成 26 年度熊本市障がい福祉に関するアンケート結果より）。

障がいの有無に関わらず、誰もが生涯安心して生活を営むためには、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージで切れ目のない相談や支援が受けられることが必要です。

（２）社会参加の一層の促進（地域社会の課題）

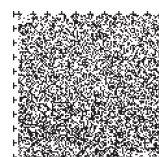
平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行、平成 25 年に障害者差別解消法が制定されるなど、障がい者の虐待防止や権利擁護に関する法整備が進んでいますが、依然として障がいのある人が差別や偏見などに悩まされるケースがあります。

社会参加は、当事者の自立の一助となるとともに、生きがいや喜びを感じたり、コミュニケーション、自己肯定感の醸成などに資する面があり、当事者が住み慣れた地域で自立して生き生きと暮らす上での重要な活動です。

障がいのある人が、就労をはじめ、文化やスポーツ、余暇活動などを身近に行えるためには、社会参加の様々な機会や環境づくりが必要であり、このような活動の促進には、地域住民が障がいや障がいのある人に対して正しく理解するとともに、地域社会の中で合理的配慮が行われることが必要となります。

※⁶「熊本市障がい者自立支援協議会」…障害者総合支援法に基づき設置する機関。地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議などを行う。

※⁷「ライフステージ」…人の一生における乳幼児期、学童期、中高生期、壮年期、中年期、高齢期などのそれぞれの段階のこと。



第3章 障がい者の動向

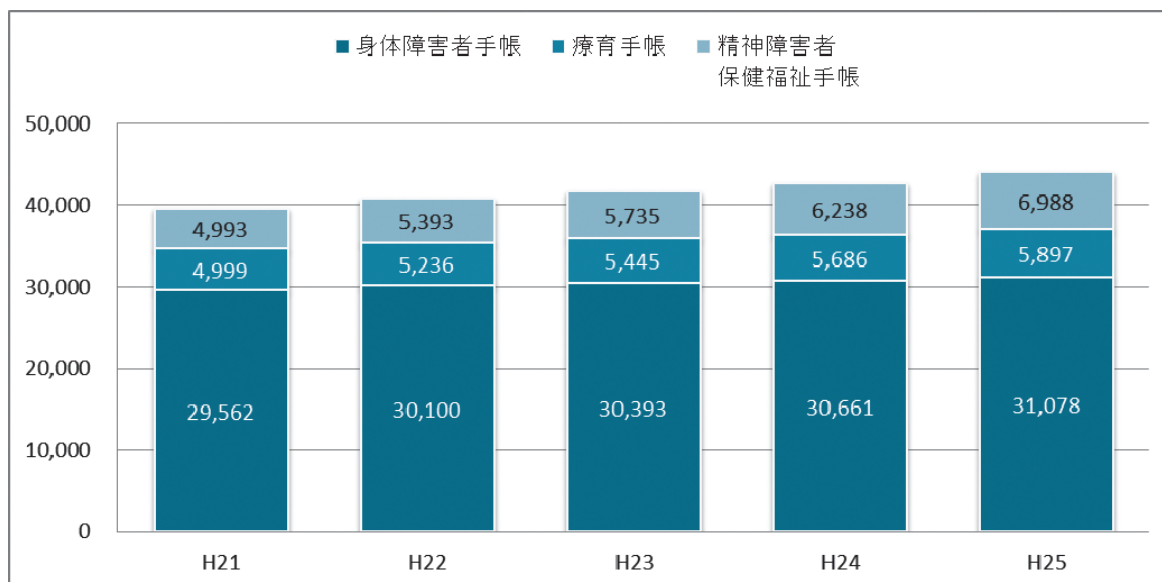
1 障がい者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、平成25年度末（平成26年3月31日）現在で延べ43,963人であり、市民の約17人に1人が身体、知的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。

手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者が31,078人（約70.7%）、療育手帳所持者が5,897人（約13.4%）、精神障害者保健福祉手帳所持者が6,998人（約15.9%）となっており、いずれの障がいにおいても、手帳所持者数は増加傾向にあります。

また近年は、発達障がいと診断される人や、障害者総合支援法の施行により新たに障がい者の範囲に加わった難病患者など、障がい者手帳を所持していない障がいのある人も増加傾向にあります。

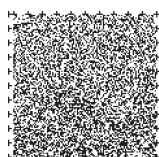
■障がい者手帳所持者数の推移■



(人)

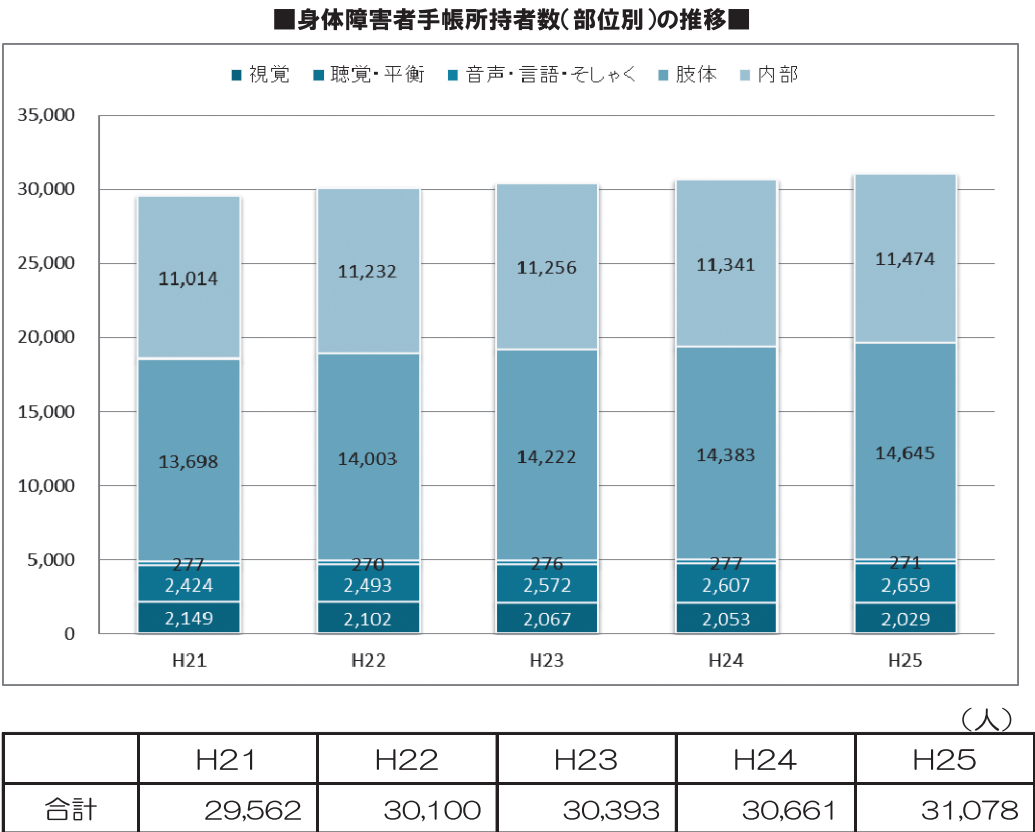
	H21	H22	H23	H24	H25
身体障害者手帳	29,562	30,100	30,393	30,661	31,078
療育手帳	4,999	5,236	5,445	5,686	5,897
精神障害者 保健福祉手帳	4,993	5,393	5,735	6,238	6,988
合計	39,554	40,729	41,573	42,585	43,963

※各年度末現在



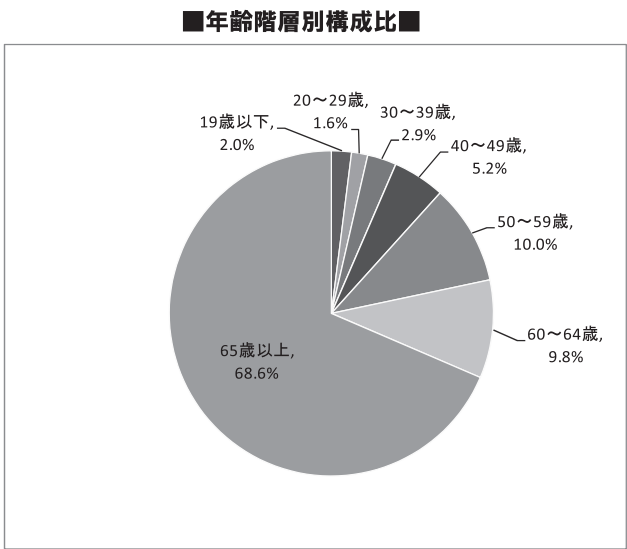
2 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度末で 31,078 人となっており、障がい手帳所持者総数の約 71%にあたります。平成 21 年度と比較すると、1,516 人増加しており、増加率は約 5.1%となっています。増加の要因としては、高齢化による肢体不自由や心臓、じん臓機能障がいの増加が考えられます。障がい部位別に見ても、肢体不自由、内部障がいの順で多く、身体障害者手帳所持者数のうち約 84%を占めている状況です。

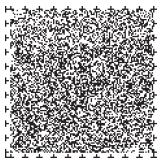


※各年度末現在

また、年齢階層別構成比では、平成 25 年度末現在で 65 歳以上が約 69%となっており、高齢者が大半を占めています。



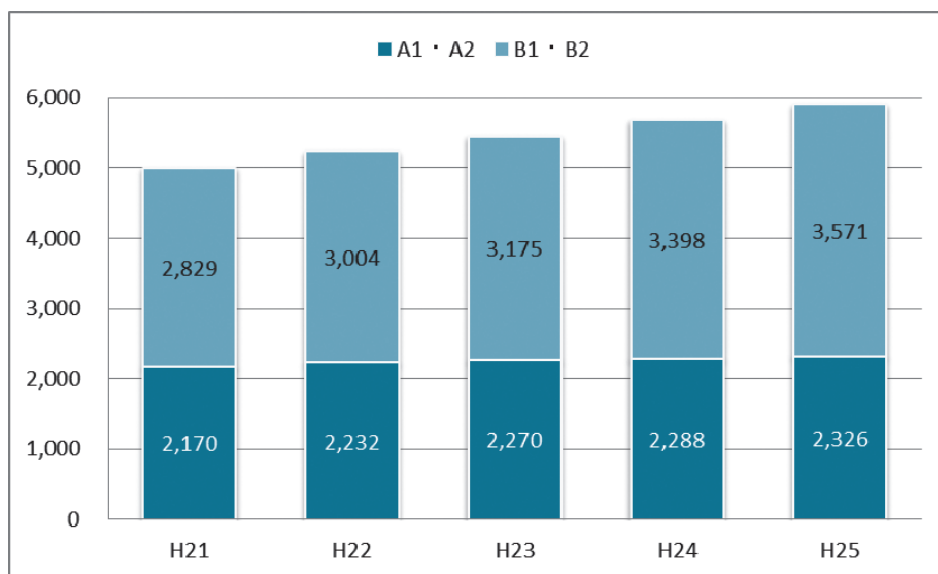
※平成 25 年度末現在



3 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、平成 25 年度末で 5,897 人となっており、障がい者手帳所持者総数の約 13%にあたります。平成 21 年度と比較すると、898 人増加しており、増加率は約 18%となっています。特に中・軽度（B1・B2）の手帳所持者の増加傾向が顕著となっています。

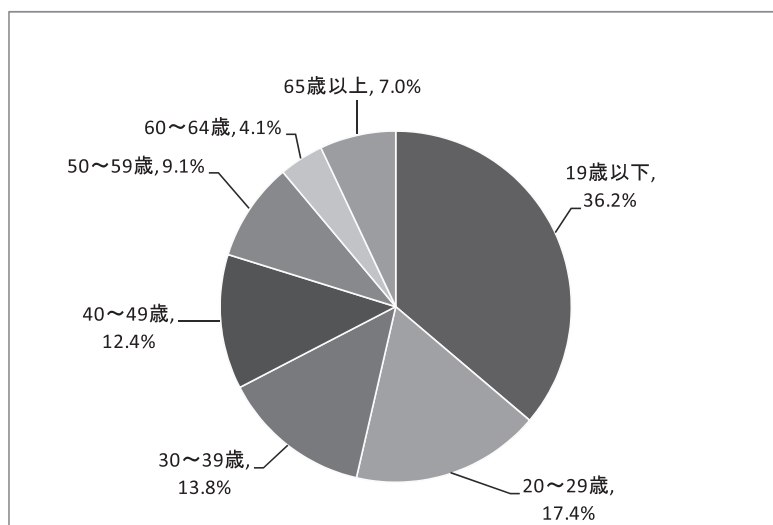
■療育手帳所持者数の推移■



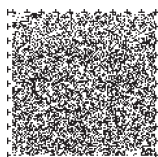
※各年度末現在

また、年齢階層別構成比では、平成 25 年度末現在で 29 歳以下が約 54%となっており、若年層の割合が高くなっています。

■年齢階層別構成比■



平成 25 年度末現在

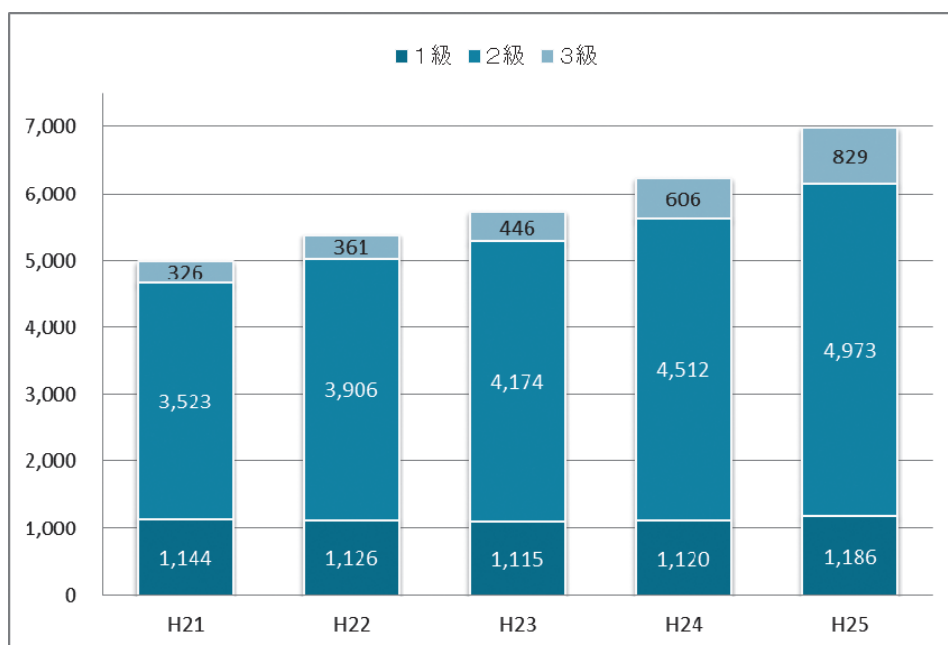


4 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 25 年度末では 6,988 人となっており、障がい者手帳所持者総数の約 16%にあたります。平成 21 年度と比較すると 1,995 人増加しており、増加率は約 40%となっています。

身体障害者手帳、療育手帳と比較して所持者数の増加率が最も高く、今後も増加していくものと考えられます。

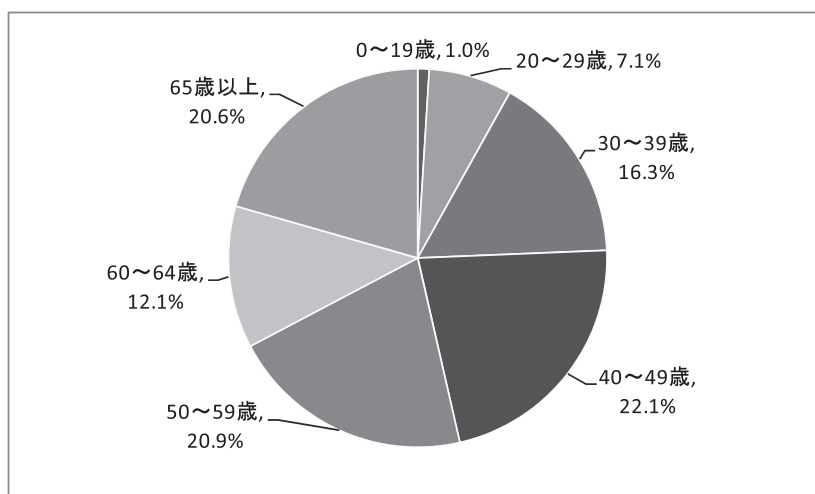
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■



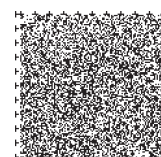
※各年度末現在

また、年齢階層別構成比では、平成 25 年度末現在で 40 歳代が 22.1%、50 歳代が 20.9%、60 歳以上が 32.7%となっており、40 歳代以上で約 7 割以上（75.7%）を占めています。

■年齢階層別構成比■



平成 25 年度末現在

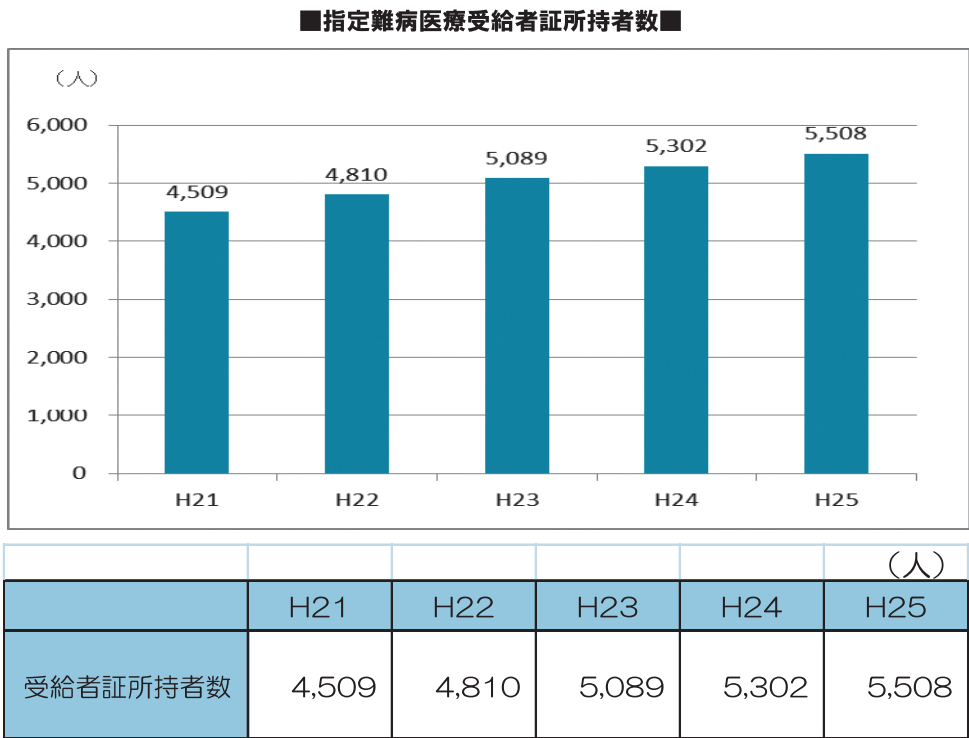


5 難病患者の状況(指定難病医療受給者証所持者数)

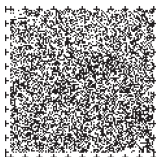
「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、疾病にかかることにより長期にわたり療養が必要となる状態をいいます。

障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に新たに難病患者が加わり、障がい者手帳が取得できない場合でも障害福祉サービスの対象となりました。対象となる疾病数は、平成27年1月に130疾病から151疾病に拡大されました。

難病患者のうち、指定難病医療受給者証所持者数は、平成25年度末時点で5,508人となっていますが、平成27年夏頃には医療費助成の対象疾病数が110疾病から300疾病に拡大予定のため、今後、大幅に増加する見込みです。



※各年度末現在



第4章 重点施策

「重点施策」とは、第2章の「4 当事者の様々な特性や状況に応じた、当事者本位の施策に求められる課題」の解決に向けて、本計画の前期期間（H21-H26）の中で掲げた重点施策を踏まえたうえで、後期計画期間である平成27年度から平成30年度の4年間に重点的に取り組むべき障がい福祉施策の推進に際して、複数の機関がそれぞれの機能を強化するとともに、相互に連携した総合的な取り組みを行うことが必要な事業について、その全体的な体制を明確化するために設定するものです。

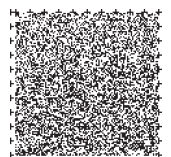
本プランの中間見直しにあたって、以下の2つのプロジェクトを位置づけます。

【1】生涯を通じた支援のシームレス※8プロジェクト

（福祉・保健・医療・教育ほかあらゆる分野との連携）

【2】社会参加促進プロジェクト

※8「シームレス」…包括的、継続的、継ぎ目がないこと。



【1】生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト(福祉、保健、医療、教育ほかあらゆる分野との連携)

障がいのある人とその家族が、将来を見通し適切な支援を受けながら暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

そこで、ライフステージに応じた相談体制や情報提供の充実、障害福祉サービスをはじめとした福祉制度と学校教育や保健・医療機関等との相互連携を図ることで、生涯を通じて一貫した切れ目のない支援体制の充実に努めます。

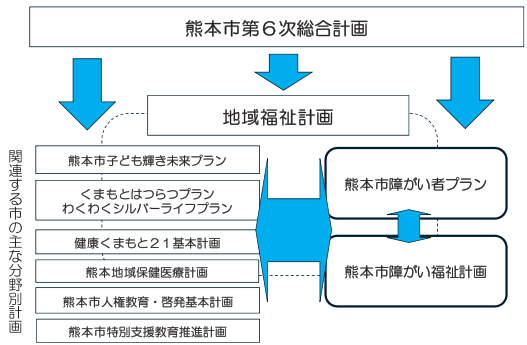
【取り組みの方向】

生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト

() 内は主な取り組み例

多様な機関の連携による総合的な情報提供と情報の共有化

- 福祉的相談支援及び教育相談支援体制の充実と連携
※図表 1 参照
- 関係機関の情報共有と施策立案・実施段階における連携
(各種行政計画の整合、庁内連携会議の設置等)



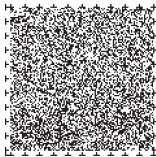
ライフステージに応じた支援と様々な連携

- ライフステージが変わる際のつなぎと伴走型の支援
(幼児期・学齢期における移行支援シートの活用、就学相談、地域生活支援拠点等の整備、地域包括ケアシステム※9の構築、介護保険へのスムーズな移行等)
- 制度の谷間にある障がいを含む支援が必要な児者の早期発見と適切な支援
(校区保健師による支援、各種検診の充実、障害児通所支援事業(福祉型・医療型児童発達支援等)、障害児等療育支援等)
- 全てのライフステージにおける家族支援の充実
(障害児通所支援事業(放課後等デイ等)、サマーほっとクラブ、児童育成クラブ、障害福祉サービス(短期入所、日中一時支援、訪問支援等))

【成果指標】

項目	平成 26 年度	平成 30 年度目標値
相談機関(障がい者相談支援事業所)の認知度	39.2%	60%

※平成 26 年度実績値は障がい当事者アンケートより(平成 26 年 7 月実施)

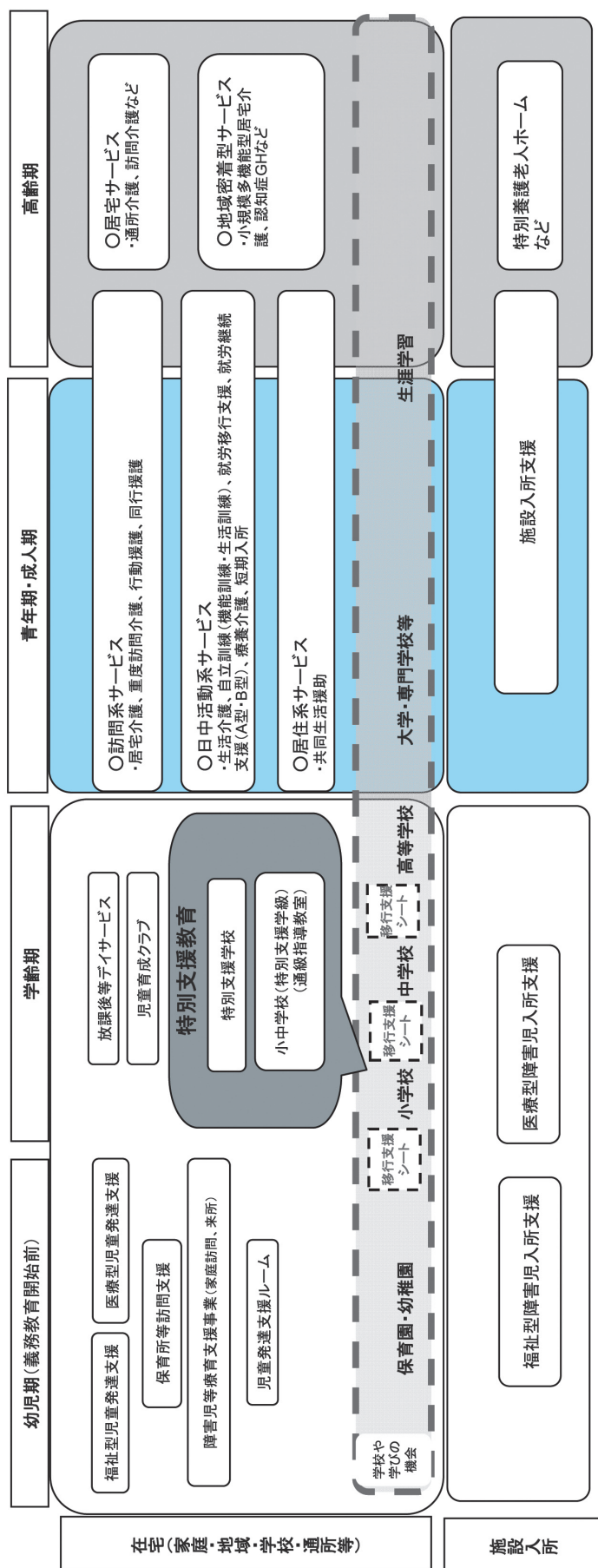


※9「地域包括ケアシステム」…高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

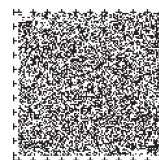
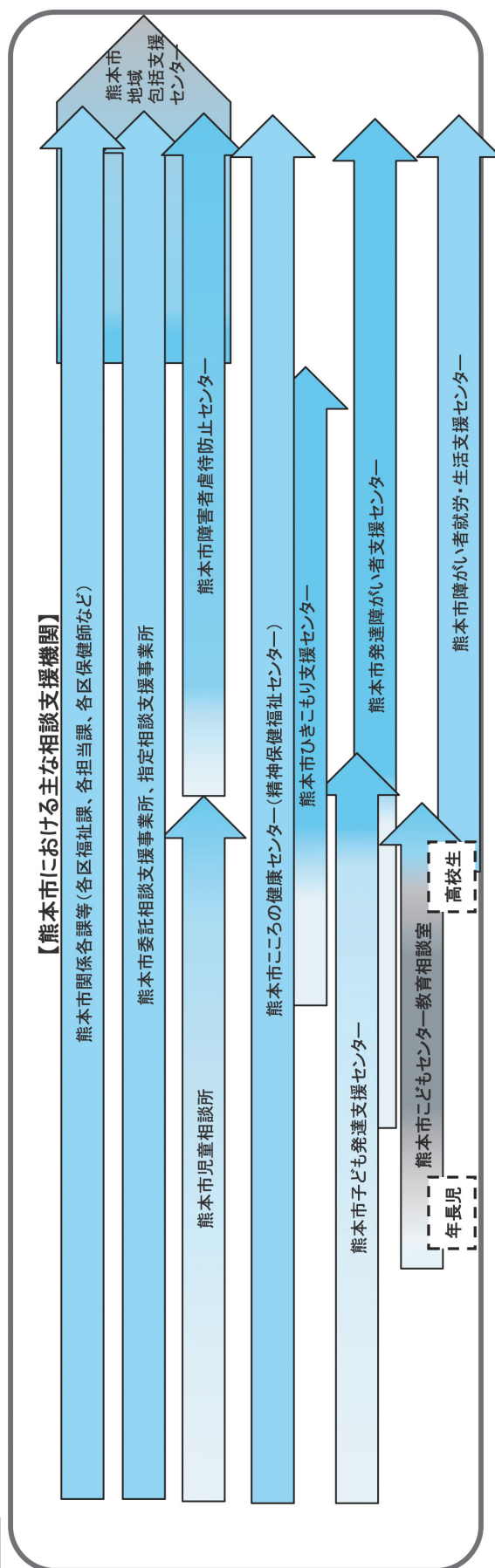
【1】生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト

生涯を通じた障がいのある方への支援体制（イメージ）

図表 1



【熊本市における主な相談支援機関】



【2】社会参加促進プロジェクト

多くの人が、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そこで、障がいのある人が地域の中で自分らしく働いたり、スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを身近に楽しめるよう環境の整備に努め、多様な社会参加の機会の提供に取り組み、そのために必要な障がいへの市民の理解を促進します。

【取り組みの方向】

社会参加促進プロジェクト

() 内は主な取り組み例

障がい者の権利と尊厳の保障

- ・啓発による市民の理解促進、交流活動の促進
(障がい者サポーター制度、心の輪事業等)
- ・障がいを理由とする差別や偏見の解消
(障がい者サポーター制度、心の輪事業、障害者差別解消法への対応等)
- ・社会的障壁の除去
(建築物、道路、公共交通機関等へのユニバーサルデザイン※10の導入、公共交通・移送手段の利便性の向上、社会モデル※11の普及等)
- ・権利擁護の推進
(障がい者虐待防止センター事業、成年後見制度等)
- ・防災対策の推進
(要援護者支援制度、福祉避難所協定等)

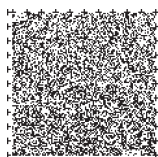
多様な社会参加の機会の提供

- ・雇用促進、就労支援の強化 (市障がい者就労・生活支援センター事業等)
- ・様々な活動の推進と環境整備 (生産活動、創作的活動、文化・芸術活動、スポーツ等)
- ・総合的な相談支援の充実 (相談支援事業、市就労・生活支援センター事業等)
- ・外出や移動に必要なサービスの提供 (同行援護、行動援護、移動支援等)
- ・当事者の活動や障がい福祉に関するボランティア活動の促進
(障がい者サポーター制度、市民活動支援センター事業、地域活動支援センター事業、市社会福祉協議会による取り組み等)

【成果指標】

項目	平成 26 年度	平成 30 年度目標値
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	34.0%	45%

※平成 26 年度実績値は障がい当事者アンケートより (平成 26 年 7 月実施)



※10「ユニバーサルデザイン」…すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと

※11「社会モデル」…“障がい”は、社会の障壁によって作り出されるものという考え方